

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(9) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号から第12号までのてん補事由をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② （略）</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(9) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002。以下「約款」という。）第3条第10号又は第11号のてん補危険をてん補するものは、日本貿易保険が特に認めない限り、貸付契約の資金がその代金等の支払に充てられる輸出契約等の相手方がこの保険契約の締結日から損失発生までの間に以下の条件を満たしているものとする。</p> <p>①～② （略）</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和5年1月30日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年3月20日</a>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和4年12月20日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年1月1日</a>から実施する。</p>	